

(別添)

飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について（令和5年3月23日付け4消安第7174号、4畜産第2770号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、畜産局飼料課長連名通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行												
<p>3 農薬（殺虫剤）の散布 絹糸抽出期前後にアワノメイガが産卵すると、幼虫による子実等の食害リスクが高くなることから、絹糸抽出期前後に散布する。また、農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている、作物名、適用害虫名、希釈倍数、使用時期等の使用基準を守ること。 子実のみ（イアコーンサイレージを含まない）を収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりである（令和5年<u>5</u>月現在）。</p> <table border="1" data-bbox="203 638 1104 849"><thead><tr><th>農薬の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>カルタップ水溶剤</td></tr><tr><td>B T水和剤</td></tr><tr><td><u>クロラントラニプロール水和剤</u></td></tr><tr><td><u>エトフェンプロックス乳剤</u></td></tr><tr><td><u>エトフェンプロックス粉剤</u></td></tr></tbody></table>	農薬の種類	カルタップ水溶剤	B T水和剤	<u>クロラントラニプロール水和剤</u>	<u>エトフェンプロックス乳剤</u>	<u>エトフェンプロックス粉剤</u>	<p>3 農薬（殺虫剤）の散布 絹糸抽出期前後にアワノメイガが産卵すると、幼虫による子実等の食害リスクが高くなることから、絹糸抽出期前後に散布する。また、農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている、作物名、適用害虫名、希釈倍数、使用時期等の使用基準を守ること。 子実のみ（イアコーンサイレージを含まない）を収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりである（令和5年<u>3</u>月現在）。</p> <table border="1" data-bbox="1137 638 2036 849"><thead><tr><th>農薬の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>カルタップ水溶剤</td></tr><tr><td>B T水和剤</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>(新設)</td></tr></tbody></table>	農薬の種類	カルタップ水溶剤	B T水和剤	(新設)	(新設)	(新設)
農薬の種類													
カルタップ水溶剤													
B T水和剤													
<u>クロラントラニプロール水和剤</u>													
<u>エトフェンプロックス乳剤</u>													
<u>エトフェンプロックス粉剤</u>													
農薬の種類													
カルタップ水溶剤													
B T水和剤													
(新設)													
(新設)													
(新設)													

附 則

この通知は、令和5年5月24日から施行する。